

別記様式

		担当課	国保年金課
会議の名称	令和7年度 第4回鴻巣市国民健康保険運営協議会		
開催日	令和8年2月12日(木)		
開催時間	午後1時20分 開会 ・ 午後2時20分 閉会		
開催場所	鴻巣市役所 本庁舎4階大会議室		
議長(委員長・会長)氏名	議長(会長) 金子宮司		
出席者(委員)氏名(出席者数)	金子宮司、大田祥子、瀬山久江、轟容子、今井文男、平田雅一、山口公代、高橋克行、須永義典、花岡仁美、佐々木倉造、谷渕和子、島崎孝江、栗原依子、近藤友恵(15名)		
欠席者(委員)氏名(欠席者数)	山川泰利、水野稔、宮下拓実(3名)		
事務局職員職氏名	市民生活部長 田島盛明、市民生活部副部長 高橋亮介 国保年金課長 宮澤多喜也、国保年金課副参事 金子康信 国保年金課主幹 千葉郷司、国保年金課主査 金子正史 国保年金課副主査 内田友里恵(7名)		
傍聴の可否(傍聴者数)	可 (0人)		
会議の内容	(議題) 令和8年度国民健康保険事業特別会計予算(案)について		
	(決定事項など) 別紙のとおり		
配布資料	<ul style="list-style-type: none"> ・ 次第 ・ 席次表 ・ 【議題(1)資料1-1、1-2】 令和8年度国民健康保険事業特別会計当初予算(案)【歳入】 ・ 【議題(1)資料2-1、2-2】 令和8年度国民健康保険事業特別会計当初予算(案)【歳出】 ・ 【議題(1)資料3】 令和8年度国民健康保険事業特別会計歳入歳出予算(案)の概要 <ul style="list-style-type: none"> ・ 令和8年度税制改正に伴う国民健康保険税の課税限度額及び軽減判定所得の見直しについて ・ 【令和8年度「本算定」】 		

注 会議の内容の欄は、主な意見や質疑内容を交えて概要を記入し、記入事項が多い場合は、別紙に記入するものとする。

（決定事項など）

会議冒頭での会長のあいさつの中で、市長から諮問を受けた国民健康保険税率の改正について、審議結果を答申として1月23日に行ったことの報告があった。

議題の令和8年度国民健康保険事業特別会計予算案について事務局から説明を受けた後、委員から次のような質疑・意見があった。

《委員質疑》

歳入の県支出金－特別交付金－保険者努力支援交付金を説明する表⑤において、令和7年度2位から令和8年度4位と順位が落ちているが、理由は。

《事務局回答》

評価にはいろいろな指標があり、一言では言えない。去年まで取れていた点が取れていないわけではなく、他市町村が頑張った結果だと考えている。

《委員質疑》

運営コストを削減するプランはあるか。

《事務局回答》

AIを活用した受診勧奨電話を今回初めて行うが、特定健康診査を受けて病気を予防してもらえば、医療費削減になり、結果的に保険者努力支援交付金も入ってくる。試行錯誤しながら事務費削減の努力をしたい。

《委員質疑》

- ・国保のお金はどこかの預金口座に入っているのか、利子がつくのか。
- ・レセプト審査の内容は、記号番号や性別の間違い、この薬は適正なのか等、問題のあるレセプトを引っ張り出したりしているのか。
- ・賦課徴収事業の納付書、督促状の発送の経費について、国保の納税通知書の裏面は、申し訳ないが、ほぼ読んでない。法令上、もし無くても良いなら、印刷代が浮くのではないか。

《事務局回答》

- ・国保特別会計のための運営基金というものがある。会計課で見込んだ基金の利息の額を計上したのが資料1-1の一番下、財産収入495,000円。また、資料1-2、7諸収入の中にある2預金利子は、基金とは別に、日々のお金のやりとりをする口座の中での国保分の利子だが、ほとんど利子につかないので最低の1,000円を毎年計上している。
- ・審査支払手数料は、記号番号の誤りとか、診療の内容に疑義があるものについて審査する手数料で、国保連合会に支払うもの。
- ・納税通知書裏面については、納めなかったときの処分等を告知しなければならないので、ご理解いただきたい。封入文書等でわかりやすくするように努力していきたい。

《委員質疑》

- ・歳出の方では、出産育児一時金支給事業が出ているが、歳入の方で、出産育児

一時金等繰入金ゼロ、令和8年廃止と書かれている。これは子ども・子育て支援金が絡んでいるのか。

・医療費通知の趣旨は、重複受診をやめましょうとか、実際の医療費の総額を理解してもらうためだと認識しているが、タイミングが遅く、あまり役に立ってない気がする。郵送の経費削減のため、送付回数を減らせないか。

《事務局回答》

・元々、出産育児一時金のうち2/3の費用は、一般会計で負担をするもので、歳出側の2/3の金額を歳入の出産育児一時金等繰入金に計上していたが、後期高齢者医療制度において出産育児一時金に係る費用の一部を支援する仕組み（出産育児一時交付金）が令和8年度から全面的に導入されるので、一般会計の繰入を廃止するよう今年1月に県から通知があり、それに伴い計上をやめたもの。なお、今後は保険税で賄うことになる。

・医療費通知の送付回数は今年から減らしている。また、税金の申告で医療費控除の資料として使うこともできるので、保険者としては送らざるを得ないものと考えている。

《委員質疑・意見》

- ・医療費通知は保険者努力支援の評価対象なのか。
- ・医療費通知が不要な方は結構いるのではないか。

《事務局回答》

・医療費通知は医療費適正化につながるもので、詳細は確認しないとわからないが、おそらく評価に含まれるはず。

・医療費通知は国保連合会が作成している。送らなければ発送費は少なくなるが、引き抜く手間があるので、何とも言えない。せつかく作成したものを送らないで廃棄するというのも忍びないので、送れるものは送りたいのが本音ではある。

《委員意見》

医療費通知で不正請求や過誤を探ることができるので、続けてもらうのがよいと思う。

《事務局回答》

確かに医療費通知から発覚して監査に入った事例もある。

《委員意見》

医療費通知にそのような側面があるなら、あなたが受診した内容は間違いなのか確認してくださいと記載してはどうか。

《事務局回答》

医療費通知は国保連合会の統一様式なので、記載できるか要望は出させていただきます。

《委員質疑》

- ・歳入の国庫支出金の率が0.09%と少なく感じるが、一旦県に入ってから、鴻巣

市に支給されるということなのか、もしその場合、実際国庫は何%なのか。

・基金保有額が大きく減少しているが、準統一に向けてゼロにすることを目的にしているのか。

《事務局回答》

・今は埼玉県が財政運営の主体としてやっているのですが、実際には国が負担しているものを一旦埼玉県が受け、各市町村に配分している。結果的に県支出金に計上されているものが多いため、国庫支出金は低いパーセンテージとなっている。本
当の国負担分が何%なのかは出せていない。

・基金の残高については、令和9年度準統一以降は、示された税率を採用すれば基本的には1年間の採算もまかなえるはずなので、基金を絶対持っていなければならないということではないが、景気の動向等で不測の状況はあり得るので、今のところ基金をゼロにすることはない。

《委員質疑》

歳出の資料の2-2の人件費の増減率がやや大きくなっている理由は。

《事務局回答》

特定健康診査、特定保健指導の強化に取り組んでいくため、会計年度任用職員の増加によるもの。